



南小国町での新婚生活を応援します！

令和8年4月1日からスタート



これから南小国町で新婚生活をスタートさせるご夫婦を対象に祝い金の支給を行います。南小国町の大自然に包まれながら、和やかに暮らしてみませんか？南小国町でお待ちしております。

対象要件

- 令和8年4月1日以降に婚姻届を出した
- 婚姻から6か月以内に夫婦で南小国町に住んでいる
- これから3年以上、南小国町で暮らす予定
- 他の市町村で結婚のお祝いを受けていない
- 南小国町暴力団排除条例に該当しないこと



申請から交付までの流れ

01

申請



申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、南小国町役場町民課の窓口へ提出してください。

※申請期間：婚姻日から6か月以内

○必要書類

新婚生活祝い金申請書、居住継続誓約書、戸籍謄本、本人・受取口座が確認できるもの

02

審査



対象要件を満たしているか、不備がないかなど、提出された書類を審査します。審査後、支給決定（却下）の通知を送付します。

03

交付



申請から1か月程で請求書に記入いただいた口座へ祝い金を振り込みます。

お問い合わせ先



南小国町役場 町民課

熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143

☎0967-42-1113